

地域福祉活動応援助成事業 要綱

第1条 目的

この助成事業は、愛荘町において、日頃から子どもから高齢者までが地域で安心して暮らしていくように、見守りや交流の場、生活支援事業等を継続して取り組む活動に対し、予算の範囲内で助成を行うことにより、地域での支え合いや見守りネットワークを構築することを目的とする。

第2条 助成対象

助成対象は、次のいずれにも該当する活動とする。

- (1) 2年以上継続して活動が見込まれるものを対象とする。
- (2) 活動の実施において、年1回以上は区長・副区長・福祉推進委員等の自治会役員および民生委員児童委員が集まり、活動内容および地域福祉活動における情報共有や協議（見守りサポート会議）を行う。
- (3) 地域での支え合いや見守りネットワークの構築を目的として、自治会において行う次のような活動。

テーマ	活動内容（例）	助成基準
① 見守り活動	<ul style="list-style-type: none">・個別訪問による見守り活動・地域で孤立しがちな世帯への支援活動・見守り体制の構築や災害時要援護者への支援、地域での福祉活動に関する情報交換や協議（サポート会議）等	<ul style="list-style-type: none">・訪問活動 500 円/回・見守りサポート会議 2,000 円/回
② 出会い・つながる場づくり	<p>サロン活動・世代間交流等</p> <p>※高齢者ふれあいサロン活動助成を受けておられる活動は除く。</p>	2,000 円/回
③ 生活支援サポート	移動支援や家屋・庭の手入れなどの日常生活の支援活動や立ち上げ経費等	年間1団体 5,000 円

第3条 助成金額

この事業における第2条①～③の助成総額は、1自治会 25,000 円を上限とする。

第4条 交付方法および交付請求

(1) 交付申請

所定の申請書類に必要事項を記入し、自治会長の署名押印の上、必要書類を添付して愛荘町社会福祉協議会（以下、「本会」という）に提出するものとする。

【提出書類】

- ① 活動費交付申請書（様式3-1）
- ② 活動計画書・予算書（様式3-2）
- ③ その他、本会会長が必要と認める書類

【申請要項・申請書類の入手方法】

本会窓口およびホームページ（<http://aisho-shakyo.or.jp/>）からダウンロード

(2) 実績報告書の提出

所定の活動報告書（様式3-3）に必要事項を記入・自治会長印を押印の上、必要書類を添付して本会に提出するものとする。

【提出書類】

- ① 活動報告書・収支決算書（様式3-4）
- ② 助成事業の実施状況がわかる資料（チラシ・プログラム・写真等）

(3) 交付決定および通知

- ア 助成金額は、提出書類をもとに本会会長が決定する。
- イ 助成金の交付については、書面にて通知する。

(4) 交付請求

- ア 本会から助成金交付の決定を受けた自治会は、助成事業交付請求書（様式3-5）により、助成金を請求するものとする。
- イ 助成対象となった場合は、団体名・代表者名・助成金額・事業内容等を公表することがある。

第5条 助成金の返還

申請内容および報告内容に虚偽があることが判明したときには、助成金の全額または一部の返還を求めることがある。

第6条 その他

本助成は、赤い羽根共同募金助成金を活用する。

（付則）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。